

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案要綱

第一 機構の目的

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。

(第一条関係)

第二 定義

一 この法律において「交通事業」とは、次に掲げる事業をいうものとする。

1 鉄道車両、自動車、船舶又は航空機を使用して旅客又は貨物を運送する事業及び当該事業を利用して貨物の運送を行う事業

2 鉄道施設、道路、港湾、空港その他の国土交通省令で定める交通に関する施設の運営又は維持管理

を行う事業（１に掲げるものを除く。）

二 この法律において「都市開発事業」とは、次に掲げる事業をいうものとする。

1 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備又は維持管理を行う事業であつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ 道路、公園、下水道その他の国土交通省令で定める公共の用に供する施設の整備を伴うものであること。

ロ 当該事業が行われる区域の面積が国土交通省令で定める規模以上であること。

2 公園、下水道その他の都市機能の増進に資するものとして国土交通省令で定める施設の運営又は維持管理を行う事業

三 この法律において「対象事業」とは、海外において行われる交通事業若しくは都市開発事業又はこれらの事業を支援する事業をいうものとする。

（第二条関係）

第三 数

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものと

すること。

(第三条関係)

第四 株式の政府保有

政府は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこととする。

(第四条関係)

第五 株式、社債及び借入金認可等

機構は、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととする。

(第五条関係)

第六 政府の出資

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができることとする。

(第六条関係)

第七 設立

機構の発起人は、機構の設立に際して国土交通大臣の認可を受けなければならないことその他所要の規

定を整備すること。

(第八条から第十三条まで関係)

第八 取締役等

機構の取締役等は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないことその他機構の取締役及び監査役について所要の規定を整備すること。

(第十四条及び第十五条関係)

第九 海外交通・都市開発事業委員会

一 設置

機構に、海外交通・都市開発事業委員会（以下「委員会」という。）を置くこと。

(第十六条関係)

二 権限

委員会は、次に掲げる決定を行うこと。

- (一) 対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定
- (二) 株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定
- (三) 重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の

決定

(第十七関係)

三 組織及び運営

委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織すること、委員会に委員の互選による委員長を置くこと、委員会の定足数を委員の総数の三分の二以上とすること、委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決することその他所要の規定を整備すること。

(第十八条及び第十九条関係)

第十 定款の変更

機構の定款の変更の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。

(第二十二条関係)

第十一 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 対象事業者に対する出資
- 二 対象事業者に対する基金の拠出
- 三 対象事業者に対する資金の貸付け

- 四 対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- 六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
- 七 対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- 八 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- 九 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- 十 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- 十一 債権の管理及び譲渡その他の処分
- 十二 一から十一までに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- 十三 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- 十四 一から十三までに掲げる業務に附帯する業務
- 十五 一から十四までに掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

(第二十三条関係)

第十二 支援基準

国土交通大臣は、機構が対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下「支援基準」という。）を定めるものとする。支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならないこととする。

（第二十四条関係）

第十三 業務の実施

一 支援決定

機構は、対象事業支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容を決定しなければならないこと、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならないこと、国土交通大臣は当該認可をしようとするときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならないこととする。

（第二十五条関係）

二 支援決定の撤回

機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならないこと。

(一) 対象事業者が対象事業を行わないとき。

(二) 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。
(第二十六条関係)

三 株式等の譲渡その他の処分

機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならないこととすること。
(第二十七条関係)

第十四 国の援助等

一 国の援助等

国土交通大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこと、国土交通大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととすること。
(第二十八条関係)

二 財政上の措置等

国は、対象事業支援その他の対象事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。 (第二十九条関係)

第十五 財務及び会計

機構は、毎事業年度の予算を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならないこと、機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならないこと、その効力を生じないこと、政府は、機構の債務について保証契約をすることができることその他所要の規定を整備すること。

(第三十条から第三十三条まで関係)

第十六 監督

機構は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督すること、国土交通大臣は、第五の認可等をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないことその他所要の規定を整備すること。

(第三十四条から第三十六条まで関係)

第十七 解散等

機構は、第十一の一から十五までに掲げる業務の完了により解散することとする。

(第三十七条関係)

第十八 雑則

国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとする。

(第三十九条関係)

第十九 罰則

機構の取締役等につき、所要の罰則を整備すること。

(第四十条から第四十六条まで関係)

第二十 附則

この法律の施行期日を定めること、機構の設立に伴う所要の経過措置を設けることその他所要の規定を整備すること。

(附則関係)